

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード	11-01-01		戦略プラン	● 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事				
事務事業名	地域環境整備対策（荒川ルール）		部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	川原		
			担当者名	塚野	内線	2816		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（4年度）	01-04-01	地域環境整備対策費						
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 4年度 ○ 3年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業			
開始年度	平成 18	(2006)	年度	根拠	通称「荒川ルール条例」			
終期設定	● 有 ○ 無	令和 7	(2025)	年度		法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	● 計画 ○ 非計画				
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	01	快適な市街地環境への誘導					
目的	区内で延べ面積3,000㎡以上（かつ高さ10m超）のマンションが建設される場合において、その建設計画を早期に地域関係者に周知するとともに、地域関係者と事業者とが協議を行うための必要な手続きを定めることにより、地域における生活環境の保全と建築紛争を未然に防止しようとするものである。							
対象者等	延べ面積3,000㎡以上（かつ高さ10m超）のマンション建築主							
内容	<p>○『荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例』（荒川ルール条例）を平成18年12月15日に制定し、実施している。</p> <p>○一定規模のマンション計画の初期段階において開発事業者側の構想が周辺住民に伝わるミニアクセス的な住民参加型まちづくりの仕組みとして、地域住民と事業者とが協議を行うために必要な手続きを定めている。</p> <p>○条例手続きの流れは以下のとおり</p> <p>①事業者が区へ計画書を提出→②事業者による地域住民への計画説明会の実施→③地域住民による地域関係者会の設立→④地域関係者会から区へ「意見書」の提出→⑤「意見書」を踏まえ、区と事業者で協議→⑥事業者が区へ「回答書」を提出→⑦区は地域関係者会に協議結果の報告と「回答書」の送付→⑧地域関係者会と事業者との協議の継続→⑨回答書の内容等で合意した事項について「協定書」の締結→⑩区は地域関係者会と事業者に終了通知の送付</p>							
経過	<p>○平成10年、荒川区荒川1丁目39番に31階建て超高層マンションの建設が計画され、周辺住民は「高さ制限条例の制定」を求める直接請求を平成11年3月に区議会に提出した。直接請求は否決されたが、この問題を契機として、区は、『荒川区マンション建設に伴う地域環境の配慮に関する要綱』（荒川ルール要綱）を平成11年11月1日に制定した。</p> <p>○上記要綱の対象となるマンションの延べ面積を5,000㎡から3,000㎡に引き下げるとともに、協議に応じない事業者への勧告や事実経過の公表を可能とするため、区は、平成18年12月15日、『荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例』を制定し、同日施行した。</p> <p>○平成19年5月31日、荒川ルール要綱を廃止した。</p>							
必要性	一定規模のマンション建設における紛争を未然に防止するとともに、良質なマンションの供給及び地域環境の保全と向上のため、その必要性は大きい。							
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤職員 ● 会計年度任用職員)							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			元年度	2年度	3年度	4年度見込み		目標値(8年度)
	①	建築紛争未然予防割合 (%)	100	100	100	100	100	紛争未然予防件数/届出件数
	②	協定締結率 (%)	100	100	100	100	100	協定締結件数/届出件数
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
4年度		5年度						
継続	継続	一定規模のマンション建設にあたり、事業者と近隣住民との間で建築紛争を未然に防止する制度として極めて有用であるため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算額		424	291	424	297	255	253	251
決算額（4年度は見込み）		208	104	151	83	84	83	251
実績の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
事項名（4年度は見込み）								
届出件数		3	5	6	3	5	8	8
事業者による説明会回数		3	5	6	2	3	4	8
地域関係者会議の回数		25	19	21	11	25	15	15
アドバイザー派遣回数		3	1	2	1	4	2	2
予算・決算の内訳								
令和2年度（決算）			令和3年度（決算）			令和4年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	アドバイザー報酬	81	報酬	アドバイザー報酬	81	報酬	アドバイザー報酬	224
旅費	アドバイザー旅費	2	旅費	アドバイザー旅費	2	旅費	アドバイザー旅費	8
需用費	連絡調整会議賄い	0	需用費	連絡調整会議賄い	0	需用費	連絡調整会議賄い	1
使用料等	会場使用料	1	使用料等	会場使用料	0	使用料等	会場使用料	18

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	2年度	3年度	差額	2年度		3年度	差額		
行政費用	給与関係費	4,241	4,361	120	地方税等	0	0	0	
	物件費	3	1	▲2	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	948	1,142	194	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲5,192	▲5,504	▲312	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	5,192	5,504	312	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲5,192	▲5,504	▲312	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲5,192	▲5,504	▲312		

備考

3年度においては、物件費が会場使用料の実績減等に伴い減少した。

問題点・課題

○建物の高さを下げることや敷地境界からセットバックすることなどを求める意見が地域関係者から出るが、法令の範囲内であることから事業者が計画を見直す可能性はほとんどない。

○既存建物の解体工事時の対応など、計画初期段階での地元住民が受けた事業者に対する悪い印象が、その後の建築計画に大きく影響するため、周辺住民に対し丁寧に対応するよう事業者に要請している。

○地元町会との協議や新たなごみ集積場所の検討、商業施設への駐輪場の設置など、近隣への影響について地域関係者と事業者が話し合える環境を整える必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	建築紛争防止の観点から、解体工事などあらゆる場面において事業者への働きかけを行っていく。	解体工事を伴う届出物件に対する説明会実施の要請など、建築紛争の防止に向けて、事業者への要請を行った。	建築紛争防止の観点から、解体工事による周辺環境への影響など、あらゆる場面において事業者への働きかけを行っていく。
②	ごみ集積場所の臭気の問題など、近隣への影響が大きい事項については、最初の協議から丁寧に双方の意見を取次いでいく。	ごみ集積場の臭気の問題など、近隣への影響が大きい事項については、最初の協議から丁寧な取り次ぎを行った。	大型工事車両の通行による影響など、近隣に不安を与える可能性のある事項については、常に注意を払う必要がある。
③			

他区の実況

(実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区)

議会要旨

・平成16年2定 「荒川ルール」における区の立場について

・平成17年3定 「荒川ルール」における区の対応について

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード	11-01-02	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	開発許可制度	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	川原			
		担当者名	近江	内線	2812			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（4年度）								
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 43（ 1968 ）年度	根拠	都市計画法					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等						
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	01	快適な市街地環境への誘導					
目的	一定規模以上の土地での区画形質の変更（道路の新設及び廃止、1mを超える切土又は盛土等）に対し、公共施設（道路・公園等）の設置を義務づけることにより、無秩序な市街地の形成を防止するとともに、安全で良好な宅地水準を確保する。							
対象者等	主として建築物の建築又は特定工作物の建設を行うために、500㎡以上の土地での区画形質の変更を行う事業者							
内容	<p>以下の技術基準に適合しているかどうか審査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定建築物が用途地域等に適合していること ・ 接続先の道路、開発区域内の道路・公園等が基準に適合していること ・ 給排水施設が基準に適合していること ・ 申請者に必要な資力及び信用があること ・ 工事施行者に必要な能力があること ・ 開発区域及びその周辺の所有者等から相当の同意を得ていること <p>※住環境条例、指導要綱等の内容を併せて指導</p>							
経過	<p>昭和43年6月15日 都市計画法公布</p> <p>平成12年4月 1日 地方分権に伴い、都の事務処理特例条例により委任となる</p> <p>平成18年5月31日 都市計画法改正により、開発許可が不要とされていた国及び都道府県等が行う開発行為についても、開発行為の協議は必要となる</p> <p>令和 2年4月 1日 東京都は、開発許可の審査基準の改定を行った。主な内容は以下のとおり。</p> <p>①区域内の道路における無電柱化の技術的指針を都のホームページで公表</p> <p>②「質の変更」に係る許可対象面積の下限を3,000㎡以上から500㎡以上とする</p> <p>③開発区域の一体性の判断基準において、事業の関連性に基づく規定を設ける等</p> <p>令和 3年 4月 1日 上記の東京都の改定を踏まえ荒川区開発審査基準を改正</p> <p>令和 4年 4月28日 災害危険区域等における適用区分の変更に伴い、区の審査基準を一部改正</p>							
必要性	都市計画法に基づく事務のため、必要不可欠である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			元年度	2年度	3年度	4年度見込み		目標値(8年度)
	①	許可までの日数(審査期間)(日)	0	7	34	14	10	審査期間の平均日数(標準処理期間65日)
	②	審査請求件数	0	0	0	0	0	審査請求を受けないよう、厳正な審査を行う
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
4年度		5年度						
継続		継続						
法律に基づく事務であり、秩序あるまちづくりを進めていくため、継続して実施する。								

予算・決算額等の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算額		-	-	-	-	-	-	-
決算額（4年度は見込み）		-	-	-	-	-	-	-
実績の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
事項名（4年度は見込み）								
許可件数（基準：許可日、変更含む）		3	2	3	0	1	4	2
開発登録簿写しの交付（部数）		79	67	56	47	54	71	62

予算・決算の内訳								
令和2年度（決算）			令和3年度（決算）			令和4年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	2年度	3年度	差額	2年度		3年度	差額		
	給与関係費	3,640	4,280	640	地方税等			0	
	物件費			0	国庫支出金			0	
	維持補修費			0	都支出金			0	
	扶助費			0	分担金及び負担金			0	
	補助費等			0	使用料及び手数料			0	
	減価償却費			0	その他			0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額			0	行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	829	1,142	313	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,469	▲ 5,422	▲ 953	
	その他行政費用			0	金融収支差額(d)			0	
	行政費用合計(b)	4,469	5,422	953	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 4,469	▲ 5,422	▲ 953	
	特別費用(g)			0	特別収入(f)			0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 4,469	▲ 5,422	▲ 953	

備考 主に給与関係費が行政費用の多くを占めている。また、補助対象事業でもないため、行政収入は発生していない。

問題点・課題 ○都市計画法の一部改正による災害危険区域等における適用区分に関する都の審査基準を踏まえて、区の審査基準を一部改定した。

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	新しい審査基準及び社会状況に則した適切な運用を行う。	新しい審査基準の内容に合わせ、開発許可の手引きを改定し、窓口での閲覧に供した。	必要に応じて審査基準及び手引きを改訂し、社会状況に則した適切な運用を行う。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

況(要旨) 議会質問状

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード	11-01-03	戦略プラン	<input checked="" type="checkbox"/> 協働	<input type="checkbox"/> 業務	<input type="checkbox"/> 財務	<input type="checkbox"/> 人事		
事務事業名	都市計画審議会運営	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	川原			
		担当者名	塚野	内線	2816			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（4年度）	01-01-01	都市計画審議会費						
事務事業の種類	<input type="checkbox"/> 新規事業（ <input type="checkbox"/> 4年度 <input type="checkbox"/> 3年度）		<input type="checkbox"/> 建設事業		<input checked="" type="checkbox"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 47（ 1972 ）年度	根拠	都市計画法					
終期設定	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無（ ）年度	法令等						
実施基準	<input checked="" type="checkbox"/> 法令基準内 <input checked="" type="checkbox"/> 都基準内 <input checked="" type="checkbox"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="checkbox"/> 計画 <input type="checkbox"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	01	快適な市街地環境への誘導					
目的	都市計画法による権限に属する事項と、区長が諮問する都市計画に関する事項について、調査・審議を行なう。また、関係行政機関に対し、必要に応じて都市計画に関する事項の建議を行なう。							
対象者等	荒川区全域							
内容	<input type="checkbox"/> 審議内容 東京都決定、区決定の都市計画等について調査、審議、答申または建議する。 <input type="checkbox"/> 構成員 学識経験者6人、区議会議員5人、関係行政機関の職員3人（東京都建設局、警察、消防）、区民5人 計19人							
経過	<input checked="" type="checkbox"/> 令和3年度都市計画審議会の開催 第1回 ①三河島駅前北地区第一種市街地再開発事業〔審議・答申〕 第2回 ①尾久東部地区地区計画〔審議・答申〕 ②都市計画公園（宮前公園）の変更〔事前説明〕 第3回 ①都市計画用途地域の変更「建築敷地の細分化に対する規制の導入」〔諮問・答申〕 ②南千住一・荒川一丁目地区地区計画〔事前説明〕 第4回 ①南千住一・荒川一丁目地区地区計画〔審議・答申〕 ②都市計画公園（天王公園）の変更〔事前説明〕 第5回 ①都市計画公園（天王公園）の変更〔審議・答申〕 <input checked="" type="checkbox"/> 令和4年度 第1回 ①都市計画公園（宮前公園、荒川公園、町屋公園）の変更〔事前説明〕							
必要性	区の都市計画を定める際の都市計画案を調査審議するため、都市計画法に基づき設置された機関であり、区の都市計画決定の手続きに際し都市計画審議会での審議・答申が不可欠である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="checkbox"/> 常勤職員 <input checked="" type="checkbox"/> 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			元年度	2年度	3年度	4年度見込み		目標値(8年度)
	①	審議会開催件数	4	3	5	3	-	必要に応じて開催
	②	案件審議件数	4	3	5	4	-	必要に応じて開催
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
4年度	5年度							
継続	継続	都市計画の決定に当り、区民や専門家等の意見を反映していくため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
予算額		838	845	838	969	916	1,056	829	
決算額（4年度は見込み）		221	219	399	838	652	1,011	829	
実績の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
事項名（4年度は見込み）									
開催回数（回）		1	1	2	4	3	5	3	
委員平均参加率（％）		95	90	90	88	98	89	90	
予算・決算の内訳									
令和2年度（決算）			令和3年度（決算）			令和4年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報酬	審議会委員報酬	504	報酬	審議会委員報酬	844	報酬	審議会委員報酬	692	
旅費	審議会委員旅費	8	旅費	審議会委員旅費	13	旅費	審議会委員旅費	25	
需用費	審議会賄い	11	需用費	審議会賄い	9	需用費	審議会賄い	8	
役務費	議事録作成料	121	役務費	議事録作成料	145	役務費	議事録作成料	80	
使用料等	会場使用料	8	使用料等	会場使用料	0	使用料等	会場使用料	24	

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	2年度	3年度	差額		2年度	3年度	差額	
	給与関係費	3,624	4,054	430	地方税等	0	0	0
	物件費	148	167	19	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	711	857	146	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,483	▲ 5,078	▲ 595
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	4,483	5,078	595	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 4,483	▲ 5,078	▲ 595
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 4,483	▲ 5,078	▲ 595

備考

3年度においては、審議会の開催実績増に伴い物件費が増加した。

問題点・課題

○都市計画審議会は、都市計画案件に応じて開催しているが、案件はその年度により増減があるため、案件数が多い場合は、いかに効率よく開催していくかが課題である。

○都市計画案件には、専門的な用語や事例が多いため、審議会の円滑な進行に向けて区民委員への事前の説明・周知が有効である。

○新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会議時間の短縮やオンライン会議の採用などが課題である。

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	審議会会長との事前の相談・協議を徹底し、会長職務代理へも情報提供を行うなど、審議の円滑化を図る。	審議会会長との事前相談・協議を徹底し、会長職務代理への情報提供も継続するなど、開催回数の多かった中、審議会の適切な運営を行った。	定期開催準用による案件の集約により、審議会の効率的な運営に改善する。
②	十分な感染症対策を図った上で、分かりやすい資料作りに努めるとともに、区民委員の事前の勉強会を実施し、審議の充実を図る。	案件に応じて区民委員向け事前の勉強会を実施し、審議の充実を図った。	引き続き十分な感染症対策を行うとともに、案件に応じた勉強会の実施など、審議の充実を図る。
③			
他区の実況	(実施) 22 区	未実施) 0 区	不明) 0 区)
議会議況(要旨)			

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード	11-01-04		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	都市復興計画		部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	川原		
			担当者名	宇野	内線	2812		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（4年度）								
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	平成 13	（ 2001 ）	年度	根拠	荒川区震災等による被災市街地復興条例			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内		<input checked="" type="radio"/> 都基準内	<input checked="" type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	01	快適な市街地環境への誘導					
目的	大規模な震災、火災その他の災害により甚大な被害を受けた市街地に対し、その緊急かつ健全な復興を図るために必要な事項を定めることにより、市街地の復興を円滑に推進し、もって災害に強い良好な市街地の形成に資する。							
対象者等	大規模な震災などにより甚大な被害を受けた地区							
内容	<p>（都市復興マニュアル）</p> <p>【第1段階】都市復興初動体制の確立（発災～1週間）⇒【第2段階】都市復興基本方針等の策定（1週間～1ヶ月）⇒【第3段階】都市復興基本計画等の策定（1ヶ月～6ヶ月）⇒【第4段階】都市復興事業計画等の策定（6ヶ月～1年）⇒【第5段階】都市復興事業の推進（1年以降）</p> <p>○復興担当職員がいざというときにとるべき行動手順や計画立案の指針について検証、検討を進める</p> <p>○東京都が開催する都市復興模擬訓練への参加</p> <p>○被災建築物応急危険度判定員（事務局：建築指導課）や被災宅地危険度判定士の養成</p> <p>※被災宅地危険度判定士 66名（令和3年度末）</p>							
経過	平成9年度	（都）都市復興マニュアル・生活復興マニュアル策定						
	平成10年度	（都）都市復興マニュアルに基づく模擬訓練実施 ※以後毎年実施						
	平成12年度	（都）震災対策条例公布						
	平成13年度	（都）震災復興グランドデザイン策定						
	平成13年10月	東京都被災宅地危険度判定地域連絡協議会発足 講習会の実施 ※以後毎年実施						
	平成14年度	荒川区震災等による被災市街地復興条例制定						
	平成15年9月	（都）震災復興マニュアル策定※都市復興と生活復興を統合し再編（H28.3）R3.3修正						
	平成20年度	荒川区都市復興マニュアル策定（H27.4 一部改正）						
	平成25年6月	（都）区市町村震災復興標準マニュアル作成（H29.3修正）						
	平成30年度	大規模災害からの復興に関する法律公布						
		都市復興訓練（都主催）を荒川区にて開催						
必要性	迅速かつ円滑に都市の復興を進めるには、いざというときにとるべき行動や施策をあらかじめ検討し、多くの職員が理解しておくことが有効である。また、復興計画の策定に向けた手順等を平時から訓練し、有事に備えることが必要である。							
実施方法	（1直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			元年度	2年度	3年度	4年度見込み		目標値(8年度)
	①	都市復興マニュアルの見直し(%)	70	70	70	70	100	検討:50%、時点修正:70%、改訂:100%
	②	都市復興模擬訓練への参加者数(人)	2	0	0	2	2	参加人数
③	被災宅地危険度判定士の登録者数(人)	72	69	66	66	75	登録者数	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
4年度		5年度						
継続		継続		災害時における都市復興に対応するため、継続して実施する必要がある。				

予算・決算額等の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算額		-	-	-	-	-	-	-
決算額（4年度は見込み）		-	-	-	-	-	-	-
実績の推移	事項名（4年度は見込み）	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
	復興模擬訓練の開催回数（都）	1	1	1	1	0	1	
	被災宅地判定士講習会の開催回数（都）	1	1	1	1	1	1	

予算・決算の内訳								
令和2年度（決算）			令和3年度（決算）			令和4年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	2年度	3年度	差額	2年度		3年度	差額		
行政費用	給与関係費	2,080	2,140	60	地方税等			0	
	物件費			0	国庫支出金			0	
	維持補修費			0	都支出金			0	
	扶助費			0	分担金及び負担金			0	
	補助費等			0	使用料及び手数料			0	
	減価償却費			0	その他			0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額			0	行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	474	571	97	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,554	▲ 2,711	▲ 157	
	その他行政費用			0	金融収支差額(d)			0	
	行政費用合計(b)	2,554	2,711	157	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 2,554	▲ 2,711	▲ 157	
特別費用(g)			0	特別収入(f)			0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 2,554	▲ 2,711	▲ 157		

備考 主に給与関係費が行政費用の多くを占めている。また、補助対象事業でもないため、行政収入は発生していない。

問題点・課題 ○都市復興マニュアルを実効性のあるものにしていくために、内容の検証や事前準備、マニュアルに即した区職員による復興研修の実施が必要である。
○東京都が開催する都市復興訓練の経験者を増やすとともに、被災者支援システムとの連携等も検討する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	東京都が主催する復興訓練に参加する。	東京都が主催する復興シンポジウムに参加した。	東京都が主催する復興訓練に引き続き参加する。
②			
③			

他区の実況 (実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区)
都市復興マニュアル策定区
千代田区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区

況(要旨) 議会質問状
・平成13年2定 震災復興条例の制定について

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード	11-01-05		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	土地利用現況調査		部課名	防災都市づくり部都市計画課		課長名	川原	
			担当者名	近江		内線	2812	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（4年度）	01-06-01	土地利用現況調査費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 61（ 1986 ）年度	根拠	都市計画法					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等						
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	01	快適な市街地環境への誘導					
目的	都市計画を適切に運用・遂行するため、土地利用状況のほか、建築物の用途、構造、面積等の調査を定期的に行い、まちの経年変化を把握する。 また、都市計画の変更に合わせて、随時、都市計画図等を閲覧できるシステムを更新して、都市計画情報を公開する。							
対象者等	区内全域の土地・建築物							
内容	<input type="radio"/> 主な事項 ・ 都は、概ね5年ごとに、都市計画法に基づき、都市計画に関する基礎調査（都市計画基礎調査【直近：平成30年度】、土地利用現況調査【直近：令和3年度】）を実施している。 ・ 区は、都が実施した土地利用現況調査結果のデータを借り受け、翌年度に、区の調査項目を追加してデータ作成を行っている。 <input type="radio"/> 付属事項 ・ 土地利用現況調査結果を基に、区内の土地利用の状況及び経年変化を資料としてまとめている。 ・ 都指定の地図データに用途地域等の都市計画や土地利用現況調査結果を組み込んだシステムを構築し、保守・管理している。 ・ 用途地域等を記載した都市計画図データの作成（毎年）及び印刷（都市計画変更時） ・ まちづくり施策の基礎資料として使用する白図データの作成（毎年）							
経過	土地利用現況調査（昭和61年度以降5年毎） 都市計画基礎調査（昭和63年度以降5年毎） 荒川区都市計画情報システムの導入（平成13年度） 都市計画図等閲覧システム[ホームページ用]の構築（平成19年度） 荒川区地図情報システム[統合型GIS及び公開型GIS]の更新及び構築（平成29年度） 荒川区地図情報システム[公開型GIS]運用開始（平成30年度）							
必要性	都市計画法に基づく事務であり、都市計画情報を適正に管理することは、まちづくり施策の推進を図るために必要である。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 一部委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 統合型GIS及び公開型GIS更新業務委託等：（株）パスコ（金額1,870,000円） 都市計画図作成業務委託：第一航業（株）（金額1,111,000円）							
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明	
		元年度	2年度	3年度	4年度 見込み	目標値 (8年度)		
	①	都市計画図アクセス状況（数） （荒川区ホームページ）	20,572	28,685	37,287	30,000	30,000	年単位（R3年1月～R3年12月末） （※年度単位ではない）
	②	地図情報アクセス状況（数） （区外部サイト）	21,676	26,744	30,133	30,000	30,000	年単位（R3年1月～R3年12月末） （※年度単位ではない）
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
4年度	5年度							
継続	継続	まちの経年変化や各種まちづくり事業の進捗状況を把握することができ、新たなまちづくり施策立案の基礎資料として活用できるため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算額		1,505	12,207	2,588	3,266	3,003	3,670	11,737
決算額（4年度は見込み）		1,418	8,520	1,367	2,283	2,140	3,020	11,737
実績の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
事項名（4年度は見込み）								
荒川区都市計画図（発行部数）		1,000	—	300	1000	1,000	700	1000
荒川区白図（発行部数）		—	—	—	—	—	—	—
予算・決算の内訳		令和2年度（決算）			令和3年度（決算）		令和4年度（予算）	
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
役務費	インターネット接続料	39	役務費	インターネット接続料	39	役務費	インターネット接続料	40
委託料	GISデータ更新作業他	2,101	委託料	GISデータ更新作業他	2,981	委託料	GISデータ更新作業他	11,697

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	2年度	3年度	差額		2年度	3年度	差額	
	給与関係費	3,640	4,280	640	地方税等	0	0	0
	物件費	2,140	3,020	880	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	829	1,142	313	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 6,609	▲ 8,442	▲ 1,833
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	6,609	8,442	1,833	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 6,609	▲ 8,442	▲ 1,833
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 6,609	▲ 8,442	▲ 1,833

備考

3年度においては、物件費が都市計画情報データ更新委託料等の増に伴い増加した。

問題点・課題

都市計画情報・道路台帳平面図・指定道路図をあわせて搭載する「地図情報システム」を必要に応じて更・改善を行い、サービスの向上を図る。

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	都市計画変更のタイミングに合わせて地図情報を更新し、最新の情報を提供する。	都市計画変更のタイミングに合わせて地図情報を更新した。	都市計画変更のタイミングに合わせて地図情報を更新し、最新の情報を提供する。
②			令和3年度に東京都が実施した土地利用現況調査結果を基に、区内の土地利用の状況及び経年変化の資料を作成する。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会質問状況(要旨)	

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード	11-01-06		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	荒川区市街地整備指導要綱		部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	川原		
			担当者名	近江	内線	2812		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（4年度）								
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 52	（ 1977 ）	年度	根拠	荒川区市街地整備指導要綱			
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等			
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	01	快適な市街地環境への誘導					
目的	一定規模以上の建築物の建設、周辺の市街地環境に影響を与える施設整備等に対して、荒川区のまちづくり施策との整合性を図るため必要な事項を定め、区内における市街地の秩序ある整備を促進するとともに、生活環境の向上及び公共公益施設等との調和を図る。							
対象者等	①都市計画法第29条に基づく開発行為、②延床面積1,000㎡以上の建築物、③6戸以上の共同住宅等及び長屋、④墓地又は納骨堂の設置、⑤ペット火葬施設等の設置、⑥移動火葬施設の使用							
内容	<p>○事業計画の段階で、以下の事項について指導・協議する。 近隣関係住民への説明、町会等との協議、景観への配慮、電波障害対策、計画規模に応じた道路及び緑地等・外壁の後退、生活環境対策（ごみ置場及びリサイクル物品保管場所の設置、防犯灯の設置）、事業計画に応じた駐車施設（来客、荷捌き、その他）及び駐輪施設の設置、防災対策（防火水槽設置、雨水対策）、バリアフリーへの配慮、地球環境への配慮、土壌汚染対策、埋蔵文化財保護</p> <p>○協議で合意に達した場合、合意事項に基づく協定を締結する。</p> <p>○工事完了時に現地に赴き、協定の履行確認を行う。</p>							
経過	昭和52年11月制定（荒川区開発指導要綱） 昭和58年4月改正（名称：東京都荒川区市街地整備指導要綱） 平成9年9月現要綱制定 ※以後13回改正、最終改正平成30年3月 平成19年9月改正（集合住宅を条例化） 平成25年3月改正（戸建住宅等を条例化） 平成30年3月改正（小規模な共同住宅・寄宿舎・長屋を新たに対象）							
必要性	秩序ある民間開発を促進し、既成市街地における住環境の維持・向上を図るために、必要な事業である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員 ） 指導内容が多岐の分野に渡るため、事業者は「事前申出書」提出前に関係各課と協議を行うこととし、提出後は当課を窓口とし指導を行っている。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			元年度	2年度	3年度	4年度見込み		目標値(8年度)
	①	協定締結率（%）	80	100	100	100	100	協定締結/提出（適用除外除く）
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
4年度		5年度						
継続		継続		区の街づくり方針に合わせた開発を誘導する事業であるため、継続して指導する。				

予算・決算額等の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算額		-	-	-	-	-	-	-
決算額 (4年度は見込み)		-	-	-	-	-	-	-
実績の推移	事項名 (4年度は見込み)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
	事前申出書提出(件)	7	14	89	83	78	84	83
	協定書締結(件)	6	3	8	2	6	6	6
	協定履行確認(件)	6	5	7	4	5	5	5

予算・決算の内訳								
令和2年度 (決算)			令和3年度 (決算)			令和4年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	2年度	3年度	差額	2年度		3年度	差額		
	給与関係費	3,640	4,280	640	地方税等			0	
	物件費			0	国庫支出金			0	
	維持補修費			0	都支出金			0	
	扶助費			0	分担金及び負担金			0	
	補助費等			0	使用料及び手数料			0	
	減価償却費			0	その他			0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額			0	行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	829	1,142	313	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,469	▲ 5,422	▲ 953	
	その他行政費用			0	金融収支差額(d)			0	
	行政費用合計(b)	4,469	5,422	953	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 4,469	▲ 5,422	▲ 953	
	特別費用(g)			0	特別収入(f)			0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 4,469	▲ 5,422	▲ 953	

備考 主に給与関係費が行政費用の多くを占めている。また、補助対象事業でもないため、行政収入は発生していない。

問題点・課題 「墓地又は納骨堂の設置」「ペットの火葬施設、埋葬施設又は納骨施設の設置」「移動火葬施設の使用」は、近隣トラブルに発展する可能性が高く、難しい指導となることが想定されるため、迅速な対応ができるよう、予め指導方針を定めておく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	6戸以上の共同住宅等に関して、完了届の出てきていない物件は提出を促す。	6戸以上の共同住宅等に関して、完了届の出てきていない物件は提出を促した。	社会状況に則し、要綱の規定整備及び適切な運用を行う。
②			
③			

他区の実況 (実施 13 区 未実施 9 区 不明 0 区)
未実施地区：9区 (新宿・目黒・世田谷・渋谷・中野・豊島・練馬・足立・江戸川)

況(要旨) 議会質問状

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード	11-01-07		戦略プラン	<input checked="" type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	魅力ある都市景観づくり		部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	川原		
			担当者名	塚野	内線	2816		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（4年度）	01-08-01	魅力ある都市景観づくり事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	平成 11	(1999)	年度	根拠	景観法・都景観条例・区景観条例			
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	令和 7	(2025)	年度	法令等			
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画	<input type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	01	快適な市街地環境への誘導					
目的	荒川区景観条例及び景観計画の着実な運用により、区民と事業者と区が協働し、都内唯一残る都電や開放感のある隅田川、寺町風景の残る日暮里台地など、良好な景観を守り育てていくとともに、新たな景観形成の実現を図る。							
対象者等	<input type="radio"/> 一定規模以上の建築物の新築、増築、改築等を行う建築主、宅地開発を行う事業主等 <input type="radio"/> 景観まちづくりに関心のある区民等							
内容	<input type="radio"/> 荒川区景観条例、景観計画 景観法の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等のほか、区民と進める景観まちづくり等について必要な事項を定めるとともに、区民等、事業者及び区が協働して、「新しい息吹のなかにも、下町らしい雰囲気をつたわる風景をつくる」ことを目的としている。 <input type="radio"/> 荒川区景観審議会 審議内容 区長の附属機関として、良好な景観の形成に関する事項について、調査・審議を行う。 開催状況 開催9回、直近の開催は令和4年5月25日 構成員 学識経験者3人、区議会議員5人、関係団体4人、区民5人 計16人 <input type="radio"/> 景観まちづくり推進委員会 公募区民で構成する委員会で、景観まちづくりの施策を広く区民等に普及・展開する。							
経過	平成16年6月	景観法の公布（17年6月全面施行）						
	平成20年度	区内の景観の状況や景観資源の把握をするための景観基礎調査を実施						
	平成21-22年度	景観法を踏まえた区の景観計画(案)、景観条例(案)を作成						
	平成23年度	区は、東京都の同意を得て、5月1日付けで「景観行政団体」となり、24年3月1日に景観計画と景観条例の施行をした						
	平成24年度	以後、条例に基づく事前協議制度、景観法に基づく届出制度を実施継続 その際、景観アドバイザー制度を活用し、事業者への適切な指導、誘導を実施継続						
	平成28	景観まちづくり塾の実施（計27回）						
	-令和元年度	景観まちづくりシンポジウムの開催（計3回）						
	令和2-3年度	景観まちづくりオンラインシンポジウムの開催（計3回開催）						
	令和4年度	景観まちづくり塾の開催（6回開催予定）						
必要性	良好な景観の形成は、魅力ある街づくりを進めていく上で、また、潤いのある豊かさを感じられる生活環境の創造に不可欠であり、これを進めていくことにより区民一人ひとりが生き生きとした豊かな生活を送ることのできる「地域づくり」「まちづくり」につながるものである。							
実施方法	(1直営) (直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員)							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			元年度	2年度	3年度	4年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	景観アドバイザーの指摘に対する対応率（%）	92	90	90	91	95	・対応率=対応案件数/事前協議件数
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
4年度		5年度						
推進		推進						
生活環境の質の向上が求められている中、景観まちづくりを推進していく。								

予算・決算額等の推移	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
予算額	3,186	3,458	3,497	3,118	2,709	2,538	2,504	
決算額（4年度は見込み）	1,770	1,549	1,431	1,318	1,032	812	2,504	
実績の推移	事項名（4年度は見込み）	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
	事前協議件数	56	57	60	72	61	60	60
	届出件数	59	52	58	53	76	64	70
	景観アドバイザー会議開催回数	27	24	25	25	21	17	20
	景観審議会開催回数	1	1	0	0	0	1	0

予算・決算の内訳								
令和2年度（決算）			令和3年度（決算）			令和4年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	アドバイザー報酬等	954	報酬	アドバイザー報酬等	711	報酬	アドバイザー報酬等	1,907
報償費	講師謝礼	25	報償費	講師謝礼	0	報償費	講師謝礼	137
旅費	アドバイザー旅費等	15	旅費	アドバイザー旅費等	16	旅費	アドバイザー旅費等	65
需用費	オンラインシンポジウムリーフレット	38	需用費	景観ニュース印刷製本等	85	需用費	景観ニュース印刷製本等	216
役務費	議事録作成料等	0	役務費	議事録作成料等	0	役務費	議事録作成料等	108
使用料等	会場使用料	0	使用料等	会場使用料	0	使用料等	会場使用料	71

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	2年度	3年度	差額	2年度		3年度	差額		
	給与関係費	14,475	14,620	145	地方税等	0	0	0	
	物件費	52	101	49	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	25	0	▲25	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	3,081	3,712	631	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲17,633	▲18,433	▲800	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	17,633	18,433	800	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲17,633	▲18,433	▲800	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲17,633	▲18,433	▲800	

備考 3年度においては、物件費が景観ニュース作成費等に伴い増加した。また、補助費等は、オンラインによる景観シンポジウムに伴う講師謝礼の実績減に伴い減少した。

問題点・課題 ○無彩色や高コントラストの建築物が頻りに計画される現状においては、景観に関する知見を有する景観アドバイザーと事業者との対面協議により、色彩・デザイン等に対するアドバイザーの指摘への事業者の対応率を高めさせることが必要である。
○魅力ある景観まちづくりを進めるためには、多くの地域住民に景観意識を啓発していくことが重要となるため、景観まちづくり活動をいかに地域に根付かせ支援していくかが課題である。

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続きオンライン形式による「景観まちづくりシンポジウム」を開催するとともに、SNS等を活用した情報発信を推進する。	「景観まちづくりシンポジウム」をオンライン開催するとともに、今年度の成果物である防災景観かるたを活用した情報発信を推進する。	オンライン形式を併用しながら「景観まちづくり塾」を開講するとともに、SNSや景観かるた等を活用し、普及啓発活動を行う。
②			
③			

他区の実況	（実施）	19 区	未実施	3 区	不明	0 区
	景観法に基づく景観行政団体として景観計画、景観条例の制定区：19区 （世田谷区、新宿区、江東区、足立区、杉並区、墨田区、港区、目黒区、品川区、江戸川区、板橋区、練馬区、台東区、渋谷区、大田区、文京区、北区、豊島区、千代田区）					

況（要旨）	議（要旨）
平成21年2定	地域の活性化に寄与する景観について
平成23年4定	景観条例の制定について
平成25年1定	景観に配慮をした公共サインについて

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード	11-01-08		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	スーパー堤防の整備促進		部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	川原		
			担当者名	井上	内線	2815		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（4年度）								
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 60	（ 1985 ）	年度	根拠	河川法			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input checked="" type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり					
	施策	03	災害に強い街づくりの推進					
目的	高潮対策事業により昭和50年に完成した現在の隅田川防潮堤（通称：カミソリ護岸）を、より安全性や親水性の高いスーパー堤防（特定地域高規格堤防）に作り変えることで、潤いのある水辺空間の創出を目指すものである。なお、事業主体は河川管理者の東京都建設局河川部である。							
対象者等	隅田川沿いの土地で建設事業等を行おうとする者 （区は、対象者に本事業の案内や協力要請を行っている）							
内容	スーパー堤防、緩傾斜型堤防及びテラスの整備 【参考：隅田川の延長23.5km 内荒川区の接岸延長 約8km】 都市計画マスタープランにおける「全体構想」の中で、隅田川沿岸整備により、「水辺を楽しめる空間の充実を図るとともに、治水対策などの防災機能の向上を図る」としている。 また、環境基本計画でも、隅田川の親水機能の整備促進施策として、本事業が位置付けられている。							
経過	<input type="radio"/> スーパー堤防整備事業（特定地域堤防機能高度化事業：昭和60年創設） 整備延長（地域別） 白鬚地区（3地区） 1,377m 南千住地区（2地区） 360m 町屋地区（2地区） 237m 東尾久地区（1地区） 336m 西尾久地区（2地区） 452m 西尾久三丁目公園工区 140m 計2,902m（約36%） 事業中：西尾久六丁目（遊園D）地区 97m（約1.2%） ：南千住七丁目地区 40m（約0.5%）※完成時期未定 <input type="radio"/> 緩傾斜型堤防整備事業（都市河川総合整備事業：昭和55年度創設） 整備延長 白鬚地区（4地区）、三河島地区 計1,162m（約15%） <input type="radio"/> テラス整備 整備延長： 計6,325m（約79%） 事業中：千住大橋上流 約380m（約5%）							
必要性	隅田川は都市内の貴重な自然環境であることから、安全でうるおいのある水辺を再生し、区民に広く開放するために必要な事業である。							
実施方法	（1直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			元年度	2年度	3年度	4年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	テラス整備率（%）	70	73	79	84	84	接岸延長に対するテラス整備延長
	②	土と緑の堤防整備率（%）	48	51	51	52	52	接岸延長に対するスーパー又は緩傾斜型堤防整備延長
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
4年度		5年度						
継続	継続	親水性と治水性を兼ね備えた堤防の整備は、快適で安全な区民の暮らしに効果がある事業であるため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算額		-	-	-	-	-	-	-
決算額(4年度は見込み)		-	-	-	-	-	-	-
実績の推移	事項名(4年度は見込み)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算・決算の内訳								
令和2年度(決算)			令和3年度(決算)			令和4年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	2年度	3年度	差額	2年度		3年度	差額		
	給与関係費	2,080	1,605	▲ 475	地方税等			0	
	物件費			0	国庫支出金			0	
	維持補修費			0	都支出金			0	
	扶助費			0	分担金及び負担金			0	
	補助費等			0	使用料及び手数料			0	
	減価償却費			0	その他			0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額			0	行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	474	428	▲ 46	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,554	▲ 2,033	521	
	その他行政費用			0	金融収支差額(d)			0	
	行政費用合計(b)	2,554	2,033	▲ 521	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 2,554	▲ 2,033	521	
	特別費用(g)			0	特別収入(f)			0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 2,554	▲ 2,033	521	

備考 主に給与関係費が行政費用の多くを占めている。また、補助対象事業でもないため、行政収入は発生していない。

問題点・課題 ○法的拘束力のない開発事業者の同意に基づく事業であるため、計画的な事業執行は見込めない。
 ○敷地に余裕がない場合、現在の事業スキームでは実施困難であり、事業主体である東京都へ問題提起をしている。
 ○隅田川に接した区所有地について、スーパー堤防整備に向けて調整する必要がある。(町屋公園地区、天王公園地区)
 ○スーパー堤防化が困難な区間においては、テラス整備を先行して行うよう東京都に働きかけている。

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、築堤工事及び修景工事に関連した協議を行う。	荒川遊園D地区について、築堤工事及び修景工事に関連した協議を行った。	引き続き、修景工事に関連した協議を行う。
②	町屋公園及び南千住六丁目の整備について、今後のスケジュール及び課題を整理し、改めて東京都と協議を行う。	町屋公園及び天王公園について、所管課とスケジュールの確認を行った。	町屋公園及び天王公園について、東京都と協議を行う。このうち町屋公園については、4年度末に確認書を締結する。
③	引き続き、他地区について、必要に応じて協議及び手続を進める。	河川と公園重複部分の財産の取扱いについて、今後手続が必要な地区の確認を行った。	荒川遊園A地区について、財産管理の適正化を図るため、必要な手続を進める。

他区の実況	(実施 12 区 未実施 10 区 不明 0 区)
	○東京都施行(隅田川) 港、江東、中央、墨田、台東、足立、北 ○国施行(荒川・江戸川・多摩川) 江東、江戸川、墨田、葛飾、足立、北、板橋、大田、世田谷

議会(要旨)状況
 ・平成19年2定 テラスの連続性確保の要望について
 ・平成20年4定 隅田川堤防の安全性とスーパー堤防整備について
 ・平成22年2定 汐入公園防災用の船着場の活用について
 ・平成22年4定 スーパー堤防の整備状況と今後の整備の見通しについて
 ・平成27年度2月会議 スーパー堤防化に時間を要する区間のテラス先行整備について

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード	11-01-10		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	都市計画マスタープランの推進		部課名	防災都市づくり部都市計画課		課長名	川原	
			担当者名	宇野		内線		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（4年度）								
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 17	（ 2005 ）	年度	根拠	都市計画法第18条の2			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等	（市町村の都市計画に関する基本的な方針）			
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画		<input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	01	快適な市街地環境への誘導					
目的	平成21年3月に改定した都市計画マスタープランに掲げる目標を実現するため、長期的な視点で街づくりを推進する。							
対象者等	区民及び事業者をはじめ、区の各街づくり施策担当							
内容	<p>○都市計画マスタープランに掲げる分野別街づくり及び地域別街づくりの取組事項についてまとめた市街地整備プログラムに基づき、各種事業の進行管理を行い、事業の促進を図る。</p> <p>○都市計画マスタープランをもとに、新たな都市計画や街づくり事業の調整を行う。</p> <p>○用途地域は、令和5年度予定の東京都による一括変更に向けて、地形地物の変更による見直しのほか、都市計画マスタープランや地区計画、土地利用現況調査等を踏まえた見直しを行う。</p> <p>○建築敷地の細分化による密集市街地の拡大、再生産を防止するために、地区計画が定められていない地域全域に対し、新たに用途地域による敷地面積の最低限度を指定した。</p>							
経過	<p>平成8年度 当初の都市計画マスタープラン策定</p> <p>平成16年度 （都）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）策定</p> <p>平成19年度 策定業務委託、基礎調査及び中間素案まとめ作成</p> <p>平成20年度 策定業務委託、中間案のパブリックコメント、都市計画マスタープラン策定</p> <p>平成21年度 （都）都市づくりビジョン改定</p> <p>平成22年度 市街地整備プログラムの策定（H24.3以降は3年毎に改訂、直近はR3.3）</p> <p>平成26年度 （都）都市計画区域マスタープラン改定（直近はR3.3）</p> <p>平成29年度 （都）都市づくりのグランドデザイン策定</p> <p>令和2年度 用途地域等改訂に関する資料作成・支援業務委託（都市計画課事務費にて対応）</p> <p>令和3年度 用途地域による敷地面積の最低限度（60㎡）を指定</p>							
必要性	都市計画マスタープランに基づき、計画的かつ効率的な街づくりを推進する必要がある。							
実施方法	（1直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			元年度	2年度	3年度	4年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	市街地整備プログラム策定進捗率(%)	100	100	100	100	100	策定完了：100%
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
4年度		5年度						
推進		推進						
「幸福実感都市 あらかわ」の実現に向けて、街づくり事業全般の進行管理等を行う。								

予算・決算額等の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算額		-	-	-	-	-	-	-
決算額（4年度は見込み）		-	-	-	-	-	-	-
実績の推移	事項名（4年度は見込み）	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算・決算の内訳								
令和2年度（決算）			令和3年度（決算）			令和4年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	2年度	3年度	差額	2年度		3年度	差額		
	給与関係費	10,400	11,770	1,370	地方税等			0	
	物件費			0	国庫支出金			0	
	維持補修費			0	都支出金			0	
	扶助費			0	分担金及び負担金			0	
	補助費等			0	使用料及び手数料			0	
	減価償却費			0	その他			0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額			0	行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	2,370	3,141	771	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 12,770	▲ 14,911	▲ 2,141	
	その他行政費用			0	金融収支差額(d)			0	
	行政費用合計(b)	12,770	14,911	2,141	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 12,770	▲ 14,911	▲ 2,141	
	特別費用(g)			0	特別収入(f)			0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 12,770	▲ 14,911	▲ 2,141	

備考 主に給与関係費が行政費用の多くを占めている。また、補助対象事業でもないため、行政収入は発生していない。

問題点・課題 ○東京都では平成29年に都市づくりのグランドデザインの策定、令和3年に都市計画区域マスタープランの改定を行った。
あわせて「都市防災」「自然的環境」「都市復興」等の関連計画・方針についても策定中である。
○区のマスタープランは、上記のマスタープランや関連計画・方針との整合性を図る必要があることから、改定内容を注視していく。

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	防災街区整備方針等の改定が予定されていることから、引き続き都との調整を図っていく。	防災街区整備方針等の改定が予定されていることから、引き続き都との調整を図った。	防災街区整備方針等の改定が予定されていることから、引き続き都との調整を図っていく。
②	都市計画マスタープラン、市街地整備プログラムに基づき、適切な進行管理を行う。	都市計画マスタープラン、市街地整備プログラムに基づき、適切な進行管理を行った。	都市計画マスタープラン、市街地整備プログラムに基づき、適切な進行管理を行う。
③			

実施状況	(実施 21 区 未実施 0 区 不明 1 区)
改定時期	(H16)目黒、(H21)中野、(H23)文京/葛飾、(H25)品川/杉並、(H27)世田谷/練馬、(H29)港/足立、(H30)新宿/板橋、(H31)台東/墨田/江戸川、(R1)渋谷、(R2)北、(R3)千代田/豊島、江東/大田

況議会(要旨) 質問状
 ・平成22年3定 町屋地域全体のまちづくりについて、町屋駅周辺に下町の風情を生かしたまちづくりについて
 ・平成23年1定 荒川区の今後のまちづくりについて、南千住地域における今後のまちづくりについて
 ・平成23年4定 魅力ある尾久地域の整備について

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード	11-01-11		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	防災都市づくり推進計画		部課名	防災都市づくり部都市計画課		課長名	川原	
			担当者名	宇野		内線	2812	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（4年度）								
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	平成 9	（ 1997 ）	年度	根拠				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画		<input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり					
	施策	03	災害に強い街づくりの推進					
目的	震災の予防、被害の拡大防止の観点から、東京都震災対策事業計画において、地震に強い都市づくりを推進するための対策として位置付けられた取組のうち、延焼遮断帯の整備のほか、緊急輸送道路の機能確保や避難場所等の確保に取り組むとともに、木造住宅密集地域における建築物の不燃化・耐震化など面的な整備を進める。							
対象者等	防災都市づくりのための施策を実施している地域							
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○延焼遮断帯を形成する都市計画道路の整備、都市防災不燃化促進事業 ○特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業 ○密集住宅市街地整備促進事業による主要生活道路や広場等の整備及び建築物の不燃化・共同化 ○木造（非木造）建物耐震化推進事業やブロック塀等改修助成事業 ○老朽空家住宅除却助成事業 ○防災都市づくり推進計画（R3.3東京都）で指定された整備地域、重点整備地域の事業推進 <ul style="list-style-type: none"> ・整備地域：地域危険度が高く、かつ、特に老朽化した木造建築物が集積するなど、震災時の大きな被害が想定される地域【荒川地域：約591ha 千駄木・向丘・谷中地域：約212ha】 ・重点整備地域：整備地域の中から、重点的に事業展開し早期に防災性の向上を図ることにより、波及効果が期待できる地域【町屋・尾久地区：約242.6ha、荒川・南千住地区：約123.4ha】 							
経過	<p>昭和58年度 都市防災不燃化促進事業開始</p> <p>昭和62年度 密集住宅市街地整備促進事業開始</p> <p>平成 7年度 防災都市づくり推進計画〈基本計画〉策定 ⇒荒川地域（約583ha）が重点整備地域（現整備地域）に指定</p> <p>平成 8年度 防災都市づくり推進計画〈整備計画〉策定 ⇒町屋・尾久地区（約267ha）が重点地区（現重点整備地域）に指定</p> <p>平成21年度 防災都市づくり推進計画改定 ⇒ 千駄木・向丘・谷中地域が整備地域に指定</p> <p>平成25年度 不燃化特区整備促進事業開始 ⇒ H32年度までの集中的な取組</p> <p>平成27年度 防災都市づくり推進計画改定⇒荒川2・4・7丁目地区（約48.5ha）が重点整備地域に指定</p> <p>令和元・2年度 防災都市づくり推進計画「基本方針」「整備プログラム」改訂 ⇒不燃化特区制度延伸～R7年、荒川2・4・7丁目地区を拡大し「荒川・南千住地区（約123.4ha）」に変更</p>							
必要性	震災時に区民の生命と財産を守るため、木造密集市街地の総合的な改善が必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			元年度	2年度	3年度	4年度見込み		目標値(8年度)
	①	不燃領域率（荒川二・四・七丁目）（%）	67.5	68.5	-		70	土地面積に対する耐火・準耐火建築、空地等の比率
	②	不燃領域率（荒川・南千住）（%）	-	-	65.1	65.7	70	土地面積に対する耐火・準耐火建築、空地等の比率
③	不燃領域率（町屋・尾久）（%）	62.7	63.6	64.1	64.8	70	土地面積に対する耐火・準耐火建築、空地等の比率	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
4年度		5年度						
継続		継続						
密集地域はこの推進計画でも重点整備地域等に位置づけられており、都と連携して事業を継続して実施する必要がある。								

予算・決算額等の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算額		-	-	-	-	-	-	-
決算額（4年度は見込み）		-	-	-	-	-	-	-
実績の推移	事項名（4年度は見込み）	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算・決算の内訳								
令和2年度（決算）			令和3年度（決算）			令和4年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	2年度	3年度	差額	2年度		3年度	差額		
	給与関係費	4,160	4,280	120	地方税等			0	
	物件費			0	国庫支出金			0	
	維持補修費			0	都支出金			0	
	扶助費			0	分担金及び負担金			0	
	補助費等			0	使用料及び手数料			0	
	減価償却費			0	その他			0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額			0	行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	948	1,142	194	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 5,108	▲ 5,422	▲ 314	
	その他行政費用			0	金融収支差額(d)			0	
	行政費用合計(b)	5,108	5,422	314	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 5,108	▲ 5,422	▲ 314	
	特別費用(g)			0	特別収入(f)			0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 5,108	▲ 5,422	▲ 314	

備考

主に給与関係費が行政費用の多くを占めている。また、補助対象事業でもないため、行政収入は発生していない。

問題点・課題

○密集市街地内における一時集合場所につながる道路の防災性についての検討が必要である。
○西日暮里三丁目地区が含まれる、千駄木・向丘・谷中地域においても防災性向上に向けた取組みについて検討が必要である。
○木造密集地域の改善に資する地区計画の導入を進めていく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	改訂した防災都市づくり推進計画の運用	防災都市づくり推進計画「整備プログラム」の改訂	改訂した防災都市づくり推進計画の運用
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
議会要旨(要旨)	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年3定 町屋地区の防災性向上策について 令和元年6月 建築敷地の細分化に対する規制の導入について 令和 2年2月 防災街づくりについて（敷地面積の最低限度） 令和 2年7月 狭小な建売住宅の建設に対する新たなルール作りについて 		

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード	11-01-12	戦略プラン	<input checked="" type="checkbox"/> 協働 <input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 財務 <input type="checkbox"/> 人事				
事務事業名	区民の手によるまちづくりの支援	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	川原		
		担当者名	宇野	内線	2812		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（4年度）							
事務事業の種類	<input type="checkbox"/> 新規事業（ <input type="checkbox"/> 4年度 <input type="checkbox"/> 3年度）		<input type="checkbox"/> 建設事業	<input checked="" type="checkbox"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 18（ 2006 ）年度	根拠					
終期設定	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	（ ）年度	法令等				
実施基準	<input type="checkbox"/> 法令基準内 <input type="checkbox"/> 都基準内 <input checked="" type="checkbox"/> 区独自基準		計画区分	<input type="checkbox"/> 計画 <input checked="" type="checkbox"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市				
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備				
	施策	01	快適な市街地環境への誘導				
目的	地域を愛し、人を思いやるあらかわの良さをよりどころに、自立した区民が、主体的にまちづくりに参加する仕組みづくりを検討する。						
対象者等	区民						
内容	○区民が地区計画制度を活用し易くするための仕組みづくり 区民が主体となってまちづくりを考える場合の手法となる地区計画制度に興味を示してもらうため、地区計画策定の手引きを作成するとともに、初期の各種相談に即時に対応できる体制及び検討段階における支援体制を構築を目指す。 ○まちづくり施策に区民の意見を反映するための総合的な仕組みづくり 都市計画の提案制度や近年制定する自治体が増えつつあるまちづくり条例の創設等、荒川区らしい区民参加の仕組みを模索する。						
経過	平成18年度 区政改革懇談会（まちづくり・環境分科会事務局）の実施 荒川区基本構想策定 平成21年度 西日暮里三丁目まちづくり協議会の活動を参考に「地区計画策定の手引」作成 平成23年度 荒川区景観計画策定、景観条例制定 ⇒景観まちづくり活動を行う区民組織の育成、認定、技術的支援の制度を創設 平成28年度 区民主体のまちづくり活動である日暮里中央通りまちづくり協議会の設立 平成30年度 三の輪銀座商店街振興組合からまちづくりにルール導入についての相談（継続中） 平成31年度 日暮里中央通り沿道地区地区計画決定（4/1）						
必要性	基本構想の基本理念や都市計画マスタープランに掲げる区民の主体的なまちづくりへの参画を推進するため、区民の手によるまちづくりの支援制度の整備が必要である。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="checkbox"/> 常勤職員 <input checked="" type="checkbox"/> 会計年度任用職員 ）						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		元年度	2年度	3年度	4年度見込み	目標値(8年度)	
	①	まちづくりに関する活動組織数	10	11	11	11	組織の数
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
4年度	5年度						
継続	継続	時代の要請である住民主体のまちづくりに対し、支援を継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算額		-	-	4,696	-	-	-	-
決算額(4年度は見込み)		-	-	4,536	-	-	-	-
実績の推移	事項名(4年度は見込み)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算・決算の内訳								
令和2年度(決算)			令和3年度(決算)			令和4年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	2年度	3年度	差額	2年度		3年度	差額		
	給与関係費	1,040	2,140	1,100	地方税等			0	
	物件費			0	国庫支出金			0	
	維持補修費			0	都支出金			0	
	扶助費			0	分担金及び負担金			0	
	補助費等			0	使用料及び手数料			0	
	減価償却費			0	その他			0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額			0	行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	237	571	334	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲1,277	▲2,711	▲1,434	
	その他行政費用			0	金融収支差額(d)			0	
	行政費用合計(b)	1,277	2,711	1,434	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲1,277	▲2,711	▲1,434	
	特別費用(g)			0	特別収入(f)			0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲1,277	▲2,711	▲1,434	

備考

主に給与関係費が行政費用の多くを占めている。また、補助対象事業でもないため、行政収入は発生していない。

問題点・課題

○区民がまちづくり活動をより身近なものと感じられるよう、様々なまちづくり活動の情報を入手できる機会や、活動に参加できる機会を増やす必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	都市づくり公社からの支援とともに適宜まちづくり活動をサポートする。	都市づくり公社からの支援とともに適宜まちづくり活動をサポートした。	引き続き都市づくり公社からの支援とともに適宜まちづくり活動をサポートする。
②			
③			

他区の実況

(実施 14 区 未実施 8 区 不明 0 区)
まちづくり条例制定区：中央区、港区、墨田区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区

議会(要旨)質問状

・平成19年2定 生活環境と地域コミュニティを守る荒川区まちづくり条例の制定について
 ・平成20年1定 都市再生整備計画などを活用したまちづくりについて
 ・平成20年3定 総合的なまちづくり条例制定について
 ・平成28年度11月会議 住民が考えるまちづくりについて
 ・平成30年度11月会議 商店街における街づくりルールの策定について

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード	11-01-13		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例（住環境条例）		部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	川原		
			担当者名	近江	内線	2812		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（4年度）								
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 19	（ 2007 ）	年度	根拠	荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例及び施行規則			
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等			
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input checked="" type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	01	快適な市街地環境への誘導					
目的	住宅等の建築に係る住環境の整備について基本的なルールを定めることにより、住宅等の居住者における快適な居住環境を確保するとともに、周辺地域における生活環境の維持向上を図りつつ、住宅等の居住者と周辺住民が良好な近隣関係を築くことにより、豊かな地域社会の形成を図る。							
対象者等	①15戸以上の共同住宅、寄宿舎又は長屋の建築、②6区画以上の一戸建ての住宅及び長屋の建築、③土地350㎡以上の区画形質の変更（道路の新設等）を伴う一戸建ての住宅の建築、④敷地350㎡以上の長屋の建築							
内容	<p>○建築計画の段階で、以下の事項について指導 近隣関係住民への周知、電波障害対策、町会等の加入又は自治会設立、土地区画面積（敷地面積60㎡以上）、専有面積（25㎡以上、総戸数に応じて50㎡以上の住戸を附置）、駐車施設の設置（商業系用途地域：戸数の10%以上、左記以外：戸数の30%以上、停留空地：1台）、防災対策（防火水槽設置、中間階備蓄倉庫設置、雨水対策）、管理人室の設置、管理の基準、集会室の設置、計画規模に応じた道路等の整備及び壁面の後退、景観への配慮、土壌汚染調査、埋蔵文化財調査、バリアフリーへの配慮、地球環境への配慮、災害時における地域貢献 ※緑地・駐輪場・廃棄物の各条例の届出等は関係各課で対応</p> <p>○工事完了時に現地へ赴き、条例の履行確認を行う ※条例内容を遵守しない建築主に対し、勧告・公表が可能</p>							
経過	平成19年 9月27日制定 要綱から集合住宅を条例化 平成25年 3月21日改正 要綱から戸建住宅等を条例化 平成27年10月30日改正 子育て支援施設の設置等に関する事前協議拡充、家族向け住宅附置義務強化 ※家族向け住宅附置義務強化：従前30戸以上から対象⇒15戸以上から対象 平成30年 3月29日規則改正 管理時における駐車施設の変更の協議の規定新設 令和 4年 3月23日改正 ①共同住宅と長屋の複合用途の建築物、住戸数が15以上の長屋を適用対象に追加、②隣接する土地で同一の者が同時期に一戸建ての住宅を建築する場合に一体とみなす規定追加、③建築後に1年以内に用途変更をする場合の手続き規定新設、④開発を行う際の手続き、協議内容、遵守に関する規定を追加等 ※これまでは主に建設時の義務を付加してきたが、建設後の維持管理に関する規定を追加							
必要性	既成市街地における民間開発事業に対して、住環境の維持・向上を図るため、必要な事業である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員 ） 指導内容が多岐の分野に渡るため、建築主は「建築計画書」提出前に関係各課と協議を行うこととし、提出後は当課が窓口となって指導を行っている。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			元年度	2年度	3年度	4年度見込み		目標値(8年度)
	①	計画時の条例適合率（%）	100	100	87	100	100	適合/届出
	②	完了時の条例適合率（%）	95	100	88	100	100	完了確認通知/完了届出
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
4年度		5年度						
推進	推進	民間開発事業に伴う紛争を未然に防止し、良好な住環境の維持・向上に欠かせない事業であるため、推進する。						

予算・決算額等の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算額		-	-	-	-	-	-	-
決算額（4年度は見込み）		-	-	-	-	-	-	-
実績の推移	事項名（4年度は見込み）	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
	建築計画書提出(件)	37	29	27	32	32	40	32
	工事完了確認通知書交付(件)	24	31	24	25	26	22	25

予算・決算の内訳

令和2年度（決算）			令和3年度（決算）			令和4年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	2年度	3年度	差額	2年度		3年度	差額		
	給与関係費	4,680	5,350	670	地方税等			0	
	物件費			0	国庫支出金			0	
	維持補修費			0	都支出金			0	
	扶助費			0	分担金及び負担金			0	
	補助費等			0	使用料及び手数料			0	
	減価償却費			0	その他			0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額			0	行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	1,066	1,428	362	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 5,746	▲ 6,778	▲ 1,032	
	その他行政費用			0	金融収支差額(d)			0	
	行政費用合計(b)	5,746	6,778	1,032	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 5,746	▲ 6,778	▲ 1,032	
	特別費用(g)			0	特別収入(f)			0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 5,746	▲ 6,778	▲ 1,032	

備考

主に給与関係費が行政費用の多くを占めている。また、補助対象事業でもないため、行政収入は発生していない。

問題点・課題

条例には、努力義務を課すものがあり、内容が形骸化しないよう条例の主旨に鑑み、一定の基準をもって統一的に指導を行う必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	共同住宅と長屋（住戸数の合計が15以上）の複合用途建築物が対象となるよう、条例改正を行う。	条例改正に向けて、素案及びパブコメ実施に関する説明、パブコメ実施と実施結果報告説明を行い、年度内に改正を行った。	改正条例の施行までホームページや窓口で改正条例の周知を行い、改正後は、規定及び社会状況に則した適切な運用を行う。
②			
③			

他区の実況	(実施 17 区 未実施 5 区 不明 0 区)
	未実施地区：5区（千代田・中央・品川・杉並・葛飾）
議会要旨問状	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年2月 集合住宅条例（その後に関する問題）について 平成26年2月 住環境条例（ワンルームのみで構成される集合住宅の諸問題）について 令和3年9月 住環境条例（共同住宅と長屋からなる1棟の物件）について

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード	11-01-14	戦略プラン	<input checked="" type="checkbox"/> 協働 <input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 財務 <input type="checkbox"/> 人事					
事務事業名	災害時地域貢献建築物の認定制度	部課名	防災都市づくり部都市計画課		課長名	川原		
		担当者名	近江		内線	2812		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（4年度）	01-05-02	災害時地域貢献建築物認定事業費						
事務事業の種類	<input type="checkbox"/> 新規事業（ <input type="checkbox"/> 4年度 <input type="checkbox"/> 3年度）		<input type="checkbox"/> 建設事業		<input checked="" type="checkbox"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 23（ 2011 ）年度	根拠	災害時地域貢献建築物認定制度実施要綱					
終期設定	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	法令等						
実施基準	<input type="checkbox"/> 法令基準内 <input type="checkbox"/> 都基準内 <input checked="" type="checkbox"/> 区独自基準		計画区分	<input type="checkbox"/> 計画 <input checked="" type="checkbox"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり					
	施策	01	災害時における体制の強化					
目的	水害時における近隣住民等の一時の避難先となる建築物を認定することにより、「自助」「共助」による震災対策を促進することによって、地域防災力の向上を図る。							
対象者等	次の全てに該当する建築物の所有者等 ・建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）を満たしている建築物 ・5階建て以上かつ延べ面積1,000㎡以上の建築物							
内容	○「災害時地域貢献建築物」として認定を受けようとする建築物の所有者等の申請に基づき、申請内容が認定基準を満たしていると認めた場合、認定証交付、認定プレート掲示 ○「災害時地域貢献建築物」については、建築物名称・所在地等をホームページや防災地図を通じて、積極的に周知 ※認定基準 ①既存の町会への加入又は自治会の設立をしていること ②地域と連携して、防災対策の態勢を構築していること ③緊急時に近隣住民等が建物内に避難することについて、建築物の所有者等が合意していること ④緊急時における円滑な避難ができるように、建築物の出入口の円滑な開錠が可能であること							
経過	平成23年8月1日制定 （災害時地域貢献建築物への資機材購入費助成金交付要綱 平成23年9月1日制定 区民生活部防災課）							
必要性	緊急時の一時避難先を確保することは、近隣住民に安心感を与えるとともに、地域における防災対策の促進につながり、ひいては地域防災力の向上を図ることができる。							
実施方法	（ <input type="checkbox"/> 一部委託） （直営の場合 <input type="checkbox"/> 常勤職員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員） 認定プレート作成委託							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			元年度	2年度	3年度	4年度見込み		目標値(8年度)
	①	認定建築物の数（件）	13	13	13	15	31	認定建築物の数(累計)
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
4年度		5年度						
継続		継続						
大規模水害時における垂直方向の避難場所を確保することは、万一高台へ避難できない場合の有効な手段であるため、継続して実施する。								

予算・決算額等の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算額		231	231	266	212	212	128	85
決算額（4年度は見込み）		22	22	23	65	0	38	85
実績の推移	事項名（4年度は見込み）	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
	認定件数（年度毎）	1	2	0	1	0	0	1
	認定辞退件数（年度毎）	0	0	1	0	0	0	0

予算・決算の内訳								
令和2年度（決算）			令和3年度（決算）			令和4年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	認定プレート作成	0	委託料	認定プレート作成	38	委託料	認定プレート作成	85

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	2年度	3年度	差額			2年度	3年度	差額	
	給与関係費	2,600	3,210	610	地方税等		0	0	
	物件費		38	38	国庫支出金		0	0	
	維持補修費		0	0	都支出金		0	0	
	扶助費		0	0	分担金及び負担金		0	0	
	補助費等		0	0	使用料及び手数料		0	0	
	減価償却費		0	0	その他		0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	592	857	265	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 3,192	▲ 4,105	▲ 913	
	その他行政費用		0	0	金融収支差額(d)		0	0	
	行政費用合計(b)	3,192	4,105	913	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 3,192	▲ 4,105	▲ 913	
	特別費用(g)		0	0	特別収入(f)		0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 3,192	▲ 4,105	▲ 913	

備考 3年度においては、物件費が認定プレート作成委託料の実績増に伴い増加した。

問題点・課題 マンションの居住者同士のコミュニティが希薄である中、この認定制度をきっかけに、居住者同士はもとより、近隣住民との「共助」の意識を促していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	既存のマンション及び新築するマンション等へ認定の働きかけを行う。	新築するマンション等へ認定の働きかけを行った。	既存のマンション及び新築するマンション等へ認定の働きかけを行う。
②	他の認定された建築物に関して、フォローアップを実施していく。	既に認定された建築物から、掲示する認定プレートを新デザインのプレートに変更してほしいと要望があり、対応した。	認定された建築物に関して、個別にフォローアップを実施していく。
③			

他区の実況 (実施 4 区 未実施 0 区 不明 18 区)
 墨田区「大規模な水害時における一時避難施設の利用に関する協定」、江東区「津波等の水害時における一時避難施設としての使用に関する安心協定」、足立区「水害時緊急避難建物」、葛飾区「水害時における民間集合住宅との一時避難協定」

況(要旨) 議会質問状

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード	11-01-15		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	南千住地区住宅市街地総合整備事業の推進		部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	川原		
			担当者名	井上	内線	2815		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（4年度）								
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 62	（ 1987 ）	年度	根拠	都市計画法、都市再開発法、社会資本整備総合			
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等	交付金交付要綱（国）		
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	04	市街地再開発事業等の推進					
目的	本事業は、大都市地域等の既成市街地等について、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成等を図りつつ職住近接型の良質な市街地住宅の供給を推進するため、住宅等の建設、公共施設の整備等を総合的に行うものである。							
対象者等	南千住地区住宅市街地総合整備事業 施行区域：約68.9ha（南千住三丁目、四丁目、八丁目の一部）							
内容	南千住地区住宅市街地総合整備事業の推進 ① 都市計画決定（南千住北部地区地区計画、道路、駐輪場）手続き ② 住市総事業の計画（整備計画、事業計画）策定手続き ③ 関連公共施設（補321、補322、補189）の整備 ④ W街区開発事業（商業施設等）の推進 ⑤ 住宅市街地整備推進協議会（国土交通省・都道府県・区市町村）の全国会議出席 ⑥ 国土交通省所管公共事業の再評価（H15、H20）手続き ⑦ その他（暫定利用部分（W街区事業用定期借地、東京メトロ代替地）の今後の取扱い）							
経過	平成6年3月	南千住地区特定住宅市街地総合整備促進事業 整備計画の大臣承認						
	平成8年4月	都市計画決定（都市計画道路・南千住北部地区再開発地区計画（E街区））						
	平成14年3月	都市計画変更（南千住北部地区地区計画（W1街区））						
	平成15年1月	補助322号線（東口交通広場合む）完成						
	平成15年3月	W街区における事業用定期借地権設定契約締結〔3月20日付〕（契約期間：20年間）						
	平成16年3月	補助321号線（第1期）概成（東京メトロ千住車両基地東側は未整備）						
	平成19年3月	事業期間の延伸、RF工区：都市機構・民間事業者住宅竣工（～国費導入は26年度まで）						
	平成20年5月	W1街区：民間事業者住宅竣工（住宅供給計画戸数の達成）						
	平成31年3月	補助321号線（第2期）事業認可期間の延伸（R4年度まで）						
	令和元年度	W2街区現況調査等業務委託実施、補助321号線（第2期）の一部区間の暫定整備						
	令和3年3月	URと「南千住駅東側地域のまちづくりの推進に関する協定書」締結						
必要性	事業区域内の道路ネットワークの充実のため、当該事業を引き続き行う必要がある。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ） 道路整備、公園整備							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			元年度	2年度	3年度	4年度見込み		目標値（8年度）
	①	住宅建設（戸）	2,655	2,655	2,656	2,656	2,656	センター工区：1,847戸 リハ-フロント工区：809戸
	②	公共施設整備（m）	1,216	1,216	1,216	1,216	1,216	補助321号線、補助322号線、補助189号線
③	施行区域内居住人口（推計）（人）	7,616	7,587	7,474	7,464	7,464	住宅建設街区＋既成市街地	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
4年度		5年度						
継続	継続	平成27年度に住宅供給戸数等が計画目標に達したものの、事業完了公告を行った場合、所有地の優先取得が困難となることから、当面、事業を継続する。						

予算・決算額等の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算額		-	-	-	-	-	-	-
決算額（4年度は見込み）		-	-	-	-	-	-	-
実績の推移	事項名（4年度は見込み）	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算・決算の内訳								
令和2年度（決算）			令和3年度（決算）			令和4年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目		
	2年度	3年度	差額		2年度	3年度	差額
	給与関係費	2,600	1,070	▲ 1,530	地方税等		0
	物件費			0	国庫支出金		0
	維持補修費			0	都支出金		0
	扶助費			0	分担金及び負担金		0
	補助費等			0	使用料及び手数料		0
	減価償却費			0	その他		0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額			0	行政収入合計(a)	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	592	286	▲ 306	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 3,192	▲ 1,356
	その他行政費用			0	金融収支差額(d)		0
	行政費用合計(b)	3,192	1,356	▲ 1,836	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 3,192	▲ 1,356
	特別費用(g)			0	特別収入(f)		0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 3,192	▲ 1,356

備考 主に給与関係費が行政費用の多くを占めている。また、補助対象事業でもないため、行政収入は発生していない。

問題点・課題 ○住宅供給及び区域内人口がほぼ目標に達したことから、残事業及び本計画の取扱いについて検討する必要がある。このうち、残事業である都市計画道路補助189号線については、優先整備路線であるものの、東京メトロに対する補償費が高額になることもあり、代替地の扱いも含め、長期的な視点で方向性を検討する必要がある。
○暫定利用部分であるW2、W3街区について、関係者と連携し、将来的な本格整備の方向性を検討する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、状況を見ながら補助189号線の整備の可能性を検討する。	東京地下鉄(株)と情報交換を行った。	引き続き、状況を見ながら補助189号線の整備の可能性を検討する。
②	本格整備の検討に向けた庁内の検討体制の構築及び長期的なスケジュール等の検討を開始する。	W2・W3街区の本格整備の検討に向けて、庁内PTにおいてまちづくりの方向性を検討するための意見交換を行った。	令和5年度以降の本格的な検討開始に向けて、まちづくりの方向性の設定や長期的なスケジュール等の検討を行う。
③			

他区の実況	(実施 10 区 未実施 12 区 不明 0 区)
-------	---------------------------

議会(要旨)質問状
 ・平成14年4定 W街区の施設整備と賑わいの創出について
 ・平成22年1定 南千住の住み良い街づくりについて
 ・平成28年度9月会議 LaLaテラスの区有地貸付期間終了後の施設整備について
 ・令和2年度2月会議 LaLaテラス南千住の今後について（当面の利用継続と今後の利用の検討について）

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード	11-01-16		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	バリアフリー整備促進事業		部課名	防災都市づくり部都市計画課		課長名	川原	
			担当者名	渡辺		内線	2814	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（4年度）	01-07-01	バリアフリー整備促進事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 13	（ 2001 ）	年度	根拠	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）			
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等			
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画	<input type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	11	バリアフリーの推進					
目的	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づき、交通結節点である公共交通機関と周辺の生活関連施設等をつなぐ線的なバリアフリー化、地域一体での連続的・面的なバリアフリー化を推進し、高齢者や障がい者など、誰もが安全・安心・快適に移動できる空間形成を重点的かつ一体的に推進するものである。							
対象者等	区民、公共交通事業者、道路管理者、交通管理者、公園管理者、建築主及び路外駐車場管理者など							
内容	荒川区バリアフリー基本構想推進協議会には、交通事業者、関係行政機関及び施設管理者等で構成され、特定事業計画の策定・推進・進捗管理を行う特定事業検討委員会と、特定事業計画に対し、住民の視点で課題や意見をとりまとめる住民検討委員会がある。 区では、この2つの検討委員会と全体で行う推進協議会間で事業進捗と情報の共有を図ることにより、バリアフリー基本構想の実現を推進していく。							
経過	平成14年 3月 「日暮里駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」策定 平成22年 3月 「荒川区バリアフリー基本構想」策定 平成23年 3月 「町屋駅・区役所周辺地区バリアフリー基本構想」策定 平成24年 3月 「日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区バリアフリー基本構想」策定 平成25年 3月 「南千住駅周辺地区バリアフリー基本構想」策定 平成26年 3月 「熊野前駅周辺地区バリアフリー基本構想」策定 令和 2年 9月 「荒川区バリアフリー基本構想推進協議会（住民検討委員会）」開催 令和 2年12月 「荒川区バリアフリー基本構想推進協議会（特定事業検討委員会）」開催 令和 3年 3月 「荒川区バリアフリー基本構想推進協議会」開催 「荒川区バリアフリー基本構想（更新版）」策定 令和 4年 1月 「荒川区バリアフリー基本構想推進協議会（住民検討委員会）」開催							
必要性	すべての人に利用しやすい施設等の整備を確実に推進させるため、必要性がある。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 区民、学識経験者、関係事業者等からなる「推進協議会」を設置し、策定した各地区の特定事業計画の進捗管理を行う。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			元年度	2年度	3年度	4年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	特定事業計画（道路）の完了率（%）	48	51	28	56	62	整備済／事業計画、3年度以降は更新版の項目数に変更
	②	特定事業計画（道路以外）の完了率（%）	65	66	57	79	86	整備済／事業計画、3年度から「公共施設」を「道路以外」に変更
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
4年度		5年度						
重点的に推進		重点的に推進		高齢者、障がい者等の移動や施設利用の利便性を確保するための最優先の事業である。				

予算・決算額等の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算額		308	308	336	339	596	325	288
決算額（4年度は見込み）		163	106	167	76	372	112	288
実績の推移	事項名（4年度は見込み）	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
	推進協議会開催回数（回）	1	0	1	0	1	0	1
予算・決算の内訳								
令和2年度（決算）			令和3年度（決算）			令和4年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	委員謝礼等	79	報償費	委員謝礼等	95	報償費	委員謝礼等	164
需用費	協議会賄い・印刷代	245	需用費	協議会賄い・印刷代	2	需用費	協議会賄い	15
役務費	レクリエーション保険	0	役務費	レクリエーション保険	2	役務費	レクリエーション保険	2
委託料	同行援護委託	25	委託料	同行援護委託	9	委託料	同行援護委託	78
使用料等	会場使用料	23	使用料等	会場使用料	4	使用料等	会場使用料	29

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	2年度	3年度	差額	2年度		3年度	差額		
行政費用	給与関係費	12,480	9,844	▲ 2,636	地方税等	0	0	0	
	物件費	293	15	▲ 278	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	79	96	17	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	2,844	2,627	▲ 217	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 15,696	▲ 12,582	3,114	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	15,696	12,582	▲ 3,114	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 15,696	▲ 12,582	3,114	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 15,696	▲ 12,582	3,114		

備考 3年度においては、物件費が基本構想（更新版）の冊子作成の皆減等に伴い減少した。また、補助費等は、委員謝礼等の実績増に伴い増加した。

- 問題点・課題
- 地区別特定事業計画の整備内容の充実、改善
 - 荒川区全体への展開
 - 「心のバリアフリー」評価方法の検討

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	特定事業計画の進捗状況を把握し、事業推進のための調整を図っていく。	特定事業計画の進捗管理を行った。	特定事業計画の進捗状況を把握し、事業推進のための調整を図っていく。
②	住民検討委員会を開催し、重点整備地区におけるまち歩きと特定事業計画に関する意見交換を実施する。	住民検討委員会を開催し、熊野前駅周辺地区においてまち歩きを実施した。	住民検討委員会を開催し、重点整備地区におけるまち歩きと特定事業計画に関する意見交換を実施する。
③	「心のバリアフリー」の推進に向けて、特定事業計画に係る「心のバリアフリー」の評価方法を検討していく。	「心のバリアフリー」の評価方法について、バリアフリー基本構想推進協議会委員と協働で検討を進めた。	引き続き、特定事業計画に係る「心のバリアフリー」の評価方法を検討していく。

他区の実況	（実施 20 区 未実施 2 区 不明 0 区）
※新法での策定は、港区、台東区、目黒区、大田区、豊島区、葛飾区、中野区、杉並区、品川区、文京区、足立区、渋谷区、旧交通バリアフリー法での策定は、千代田区、新宿区、墨田区、江東区、世田谷区、北区、板橋区、練馬区 未実施は、中央区、江戸川区	

議会（要旨）	状況
・平成27年度11月会議 ・平成28年度2月会議 ・平成30年度6月会議 ・令和元年度2月会議 ・令和3年度6月会議	「荒川区バリアフリー基本構想」の現状と今後の展開について 日暮里駅北口のバリアフリー化について 区内の主要な駅のバリアフリー化の促進について 鉄道駅におけるホームドアの設置について 紅葉橋のバリアフリー化について（エレベーター及びエスカレーターの設置）

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード	11-01-17		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	日暮里駅総合改善事業		部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	川原		
			担当者名	渡辺	内線	2814		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（4年度）								
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度）			<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 14	（ 2002 ）	年度	根拠	鉄道駅総合改善事業費交付要綱（国交省）			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	03	交通環境の整備					
目的	日暮里駅の混雑緩和やバリアフリー化、乗り換え負担の軽減を図るため、鉄道施設等の建設およびその施設の貸付けや維持管理を行う。							
対象者等	○事業主体 日暮里駅整備株式会社(第3セクター)							
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○スカイライナー利用者の利便性・快適性の向上 ○朝夕ラッシュ時の混雑緩和 ○バリアフリー化の推進 ○乗換利便性の向上を図るため駅の改良 ○鉄道施設等の建設 ○鉄道施設等の貸付 ○鉄道施設等の維持管理 							
経過	<p>平成13年 5月 国土交通省「首都圏空港アクセス改善緊急対策」で「日暮里駅の総合改善」を発表</p> <p>8月 都市再生プロジェクト（第二次決定）において成田Bルート（成田スカイアクセス線）の早期整備が位置付けられる</p> <p>14年10月 日暮里駅整備株式会社設立（荒川区出資51%）</p> <p>18年 3月 計画上り線切替え</p> <p>19年 7月 京成線・JR連絡口統合化</p> <p>21年10月 日暮里駅計画下り線完成。新京成日暮里駅完成式典</p> <p>22年 3月 日暮里駅工事完了</p> <p>22年 7月 成田スカイアクセス線開業</p> <p>荒川区が成田スカイアクセス開業記念式典『NN36Festival in ARAKAWA』を開催</p>							
必要性	平成13年5月、国土交通省から「首都圏の空港アクセス改善緊急対策について」が提言され、課題として日暮里駅の総合的改善が示された。鉄道駅総合改善事業の実施にあたっては、区と京成電鉄が出資して設立した日暮里駅整備株式会社が事業主体となった。							
実施方法	<p>（<input checked="" type="radio"/> 直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員）</p> <p>○事業主体（日暮里駅整備株）へ区は51%（510万円）出資している。</p> <p>○整備費の一部として、国20%、地方20%（都15%、区5%）の補助を行った。</p>							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			元年度	2年度	3年度	4年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	一日あたりの乗降客数（人） (京成日暮里駅)	103,670	65,160	71,278	77,970	-	京成電鉄発表値(3年度まで)
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
4年度		5年度						
継続		継続		日暮里駅整備株の適切な運営に関する調整を継続して実施する。				

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード	11-01-18		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	コミュニティバスの利用促進		部課名	防災都市づくり部都市計画課		課長名	川原	
			担当者名	渡辺		内線	2814	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（4年度）	01-11-01	コミュニティバス関連事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 17	(2005)	年度	根拠	道路運送法、道路交通法、道路法			
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	令和 7	(2025)	年度	法令等			
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	03	交通環境の整備					
目的	主要な交通経路が不足する地域の交通利便性を向上させ、高齢者や障がい者等の移手段を確保する。							
対象者等	区民、区民以外のバス利用者							
内容	①運行 京成バス㈱による自主運行（運行補助なし）。 区はバス停留所等の整備、車両購入費の一部補助 ②運行経路（南千01系統）南千住駅西口、町屋駅、荒川区役所、南千住駅西口を結ぶ左回り循環 約5.9km、30分程度、16停留所、31便/日、15～35分間隔、始発6:35～終発21:15 （南千02・02-1系統）南千住駅西口、町屋駅、南千住駅西口を結ぶ右回り循環 約6.0km、30分程度、15停留所、22便/日、30～60分間隔、始発6:50～終発20:56 （南千03系統）南千住駅東口、南千住駅西口を結ぶ往復運行 片道約3.7km、20分程度、13停留所、37便/日、20～30分間隔、始発 6:40～終発 21:20							
経過	平成16年12月 京成バス株式会社と「荒川区コミュニティバス運行に関する協定書」締結 平成17年 4月20日 コミュニティバス「さくら」開業（南千01系統） 平成19年12月30日 町屋駅→グリーンハイム荒川の夕刻以降における運行開始（南千02系統） 平成20年10月31日 コミュニティバス「汐入さくら」運行開始（南千03系統） 平成24年 2月 「荒川区地域公共交通会議」の設置 平成24年11月 1日 コミュニティバス「町屋さくら」運行開始（町屋04系統） 平成26年11月 1日 コミュニティバス「町屋さくら」一部区間往復運行開始（町屋05系統） 平成27年 3月29日 コミュニティバス「さくら」双方向運行開始、「汐入さくら」中型車両運行開始 平成29年 3月26日 コミュニティバス「さくら」土休日のゆいの森経由便運行開始（南千02-1系統） 令和 2年 6月29日 コミュニティバス「町屋さくら」循環便廃止（町屋04系統） 令和 4年 3月31日 コミュニティバス「町屋さくら」運行終了（町屋05系統）							
必要性	区民の地域交通及び環境交通として必要である。							
実施方法	（1直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 事業者、交通管理者、道路管理者、学識経験者、区民代表、区職員で構成される「荒川区地域公共交通会議」を設置し、検討を進める。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			元年度	2年度	3年度	4年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	「さくら」乗車人数（一日あたり）（人）	1,483	1,017	856	930	1,900	
	②	「汐入さくら」乗車人数（一日あたり）（人）	1,311	764	787	810	1,500	
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
4年度		5年度						
推進	推進	利用者への更なるサービス向上策等の検討を行い、より良いコミュニティバスを目指し、事業を推進していく。						

予算・決算額等の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算額		3,163	163	20,117	7,163	7,163	17,155	15,904
決算額(4年度は見込み)		2,527	0	0	36	44	9,021	15,904
実績の推移	事項名(4年度は見込み)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算・決算の内訳								
令和2年度(決算)			令和3年度(決算)			令和4年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報償費	委員謝礼	44	報償費	委員謝礼	52	報償費	委員謝礼	103
需用費	会議用賄い等	0	需用費	会議用賄い等	4	需用費	会議用賄い等	11
委託料	調査検討委託	0	委託料	調査検討委託	0	委託料	調査検討委託	7,000
使用料等	会場使用料	0	使用料等	会場使用料	5	使用料等	会場使用料	16
			工事請負費	停留所改修工事	8,960	工事請負費	停留所改修工事	8,774

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	2年度	3年度	差額			2年度	3年度	差額	
行政費用	給与関係費	10,400	14,552	4,152	地方税等	0	0	0	
	物件費	0	9	9	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	8,960	8,960	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	44	52	8	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	2,370	3,883	1,513	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 12,814	▲ 27,456	▲ 14,642	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	12,814	27,456	14,642	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 12,814	▲ 27,456	▲ 14,642	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 12,814	▲ 27,456	▲ 14,642		

備考 3年度においては、地域公共交通会議の開催に伴い物件費、補助費等が増加した。また、維持補修費は、停留所改修工事の実施に伴い増加した。

問題点・課題
 ○廃止路線における相乗りタクシーやデマンド交通等の交通手段の検討
 ○更なるサービス向上に向けた検討
 ○既存路線の維持に関する協議、検討
 ○新型コロナウイルスの影響による乗車人員減少への対応

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	既存路線の運行維持、利用促進及びサービス向上のための検討を行う。	既存路線の運行に関して運行事業者と協議・検討を行い、令和3年度末をもって一部路線が廃止されることとなった。	既存路線の運行維持、利用促進及びサービス向上のための検討を行う。
②	区内全域における交通サービス向上に向けた検討を行う。	福祉的な視点からも、廃止路線の代替も含め、区内全域における新たな交通手段の確保について、検討を進めた。	廃止路線の代替交通導入を検討する。
③			

他区の実況 (実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区)
 実施済は、千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、大田区、世田谷区、渋谷区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区
 未実施は、品川区、目黒区、中野区、江戸川区(令和4年4月からコミュニティ交通の実証実験開始)

議会議決要旨
 ・平成29年度 2月会議 日暮里地区のコミュニティバスについて
 ・平成30年度予算特別委員会 コミュニティバスについて
 ・令和元年度決算特別委員会 運転免許返納とコミュニティバスの拡大について
 ・令和 2年度 9月会議 コミュニティバスの日暮里地域への導入について
 ・令和 3年度11月会議 コミュニティバス町屋さくら継続を求める陳情(不採択)

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード	11-01-19	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	擁壁等対策事業	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	川原			
		担当者名	宇野	内線	2812			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（4年度）	01-16-01	擁壁等対策事業費						
事務事業の種類	● 新規事業（ <input type="radio"/> 4年度 ● 3年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	平成 30（2018）年度	根拠	荒川区擁壁専門家派遣事業実施要綱					
終期設定	● 有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 令和 7（2025）年度	法令等	荒川区擁壁等対策工事助成金交付要綱					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画	● 非計画			
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり					
	施策	03	災害に強い街づくりの推進					
目的	大雨等の自然災害に備えて、荒川区内の土砂災害特別警戒区域内等に存するがけ又は擁壁（以下「擁壁等」という。）を所有する区民等に対して、専門家派遣及び工事助成といった支援を行うことで、宅地及び建築物の安全性の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。							
対象者等	対象地に存する擁壁等の所有者（借地権者を含む） ただし、地方公共団体、鉄道事業者、不動産業者、建設業者を除く							
内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 専門家派遣 荒川区建築設計事務所協会との協定書により実施 申込者に対して区は擁壁専門家を派遣（申込者の費用負担はなし） 擁壁専門家は以下の業務を行う ①現地調査及び申込者ヒアリング ②対策内容の提案書の作成及び申込者への説明 ● 対策工事助成 助成の対象は、①耐震診断の結果倒壊の恐れがあり、②一定範囲内に被災想定家屋があり、③安全上有効と思われる工事 助成の額は、補助対象工事費の1/2以内かつ上限1,000万円 							
経過	平成27～28年度 土砂災害防止法に基づく基礎調査【都】 平成30年1月30日 区域指定【都】 平成30年5月28日 荒川区擁壁専門家派遣事業実施要綱制定 6月20日～擁壁専門家派遣事業開始（都市計画課事務費で実施） 平成31年4月1日 擁壁等対策工事助成金交付要綱制定・擁壁等対策工事助成開始							
必要性	各地で大雨による土砂災害が続発する中で、本事業は、土砂災害のおそれのある区域に存する擁壁等の安全性を確保するために専門家の派遣や工事助成を行うものであり、災害に強いまちづくりを推進するために必要な支援策である。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 一部委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 擁壁専門家派遣事業の流れ：申込み⇒専門家派遣⇒現地調査・ヒア⇒対策提案書作成・説明 対策工事助成の流れ：事前協議⇒内定申請・決定⇒工事契約・着手・完了⇒交付申請・決定⇒請求							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			元年度	2年度	3年度	4年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	擁壁専門家派遣(件)	3	0	1	2	10	実績の累計件数
	②	対策工事助成(件)	0	0	0	0	5	実績の累計件数
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
4年度	5年度							
継続	推進	土砂災害防止法に基づく区域指定を受け、引き続き警戒避難体制整備のほか、区域内の擁壁等の安全性確保に向けた取組を行う。						

予算・決算額等の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算額				—	11,648	11,249	11,276	10,949
決算額 (4年度は見込み)				—	1,106	0	473	10,949
実績の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
事項名 (4年度は見込み)								
擁壁専門家派遣 (件)				1	3	0	1	2
対策工事助成 (件)				—	0	0	0	0

予算・決算の内訳								
令和2年度 (決算)			令和3年度 (決算)			令和4年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
委託料	擁壁等改修専門家派遣業務委託	0	委託料	擁壁等改修専門家派遣業務委託	473	委託料	擁壁等改修専門家派遣業務委託	949
負担金等	擁壁等対策工事助成金	0	負担金等	擁壁等対策工事助成金	0	負担金等	擁壁等対策工事助成金	10,000

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	2年度	3年度	差額	2年度		3年度	差額		
行政費用	給与関係費	1,040	1,070	30	地方税等		0	0	
	物件費		473	473	国庫支出金		231	231	
	維持補修費		0	0	都支出金		0	0	
	扶助費		0	0	分担金及び負担金		0	0	
	補助費等		0	0	使用料及び手数料		0	0	
	減価償却費		0	0	その他		0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	行政収入合計 (a)	0	231	231	
	賞与・退職給与引当金繰入額	237	286	49	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 1,277	▲ 1,598	▲ 321	
	その他行政費用		0	0	金融収支差額 (d)		0	0	
	行政費用合計 (b)	1,277	1,829	552	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 1,277	▲ 1,598	▲ 321	
特別費用 (g)		0	0	特別収入 (f)		0	0		
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 1,277	▲ 1,598	▲ 321		

備考 3年度においては、物件費が擁壁専門家派遣業務委託料の実績増に伴い増加した。また、国庫支出金は、擁壁専門家派遣実績の増に伴い増加した。

問題点・課題 ○対象区域内の方に事業周知を図る必要がある。
○対策工事費が高額になることが想定されるため、事業開始後も、他区の状況を見ながら、事業が着実に進むような補助割合・上限額の検討が必要である。

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	個別相談内容や利用状況、他区の状況を見ながら、補助割合・上限額を検討する。	個別相談内容や利用状況、他区の状況を見ながら、補助割合・上限額を検討した。	個別相談内容や利用状況、他区の状況を見ながら、補助割合・上限額を検討する。
②	引き続き、区の負担軽減策を検討する。	引き続き、区の負担軽減策を検討した。	引き続き、区の負担軽減策を検討する。
③	事業の未利用者に対して、改めて周知を行う。	事業の未利用者に対して、改めて周知を行った。	事業の未利用者に対して、改めて周知を行う。

他区の実況	(実施 12 区 未実施 10 区 不明 0 区)
	●専門家派遣実施区—港、新宿、品川、世田谷、北、板橋、豊島 ●工事助成実施区—千代田、港、新宿、文京、台東、品川、目黒、大田、世田谷、豊島、北、板橋

況(要旨) 議会質問状